


米子市議会議長 岩崎 康朗 様

(提出者)

住 所 鳥取県米子市錦町1-36
団体名 さよなら島根原発ネットワーク
氏 名 新田ひとみ 
連絡先 090-4571-6576

件名) 島根原発2号機再稼働の是非について意見を述べる前に、中国電力に対して立地自治体並みの安全協定の実現を強く求める陳情

1. 要旨

8月11日の安全協定に関する中国電力の対応に強く抗議し、米子市が島根原発2号機再稼働の是非について意見を述べる前に、立地自治体並みの安全協定締結を実現するよう、米子市議会から中国電力に対して強く求めてください。

2. 理由

島根原発から30km圏内の米子市では、原子力災害対策指針にしたがって避難計画を作成することが、法的に義務付けられています。それは、東京電力福島第一原発事故により、40km離れた飯館村までが避難指示区域になった教訓により定められました。原発稼働に関しては、立地自治体同様、周辺自治体もまた最悪の事態に備えてリスクに向き合い、住民の生命・身体及び財産を保護しなければならないという重大な責務を担っています。そのため、米子市では、鳥取県・境港市とともに中国電力に対して立地自治体並みの安全協定を求め続けており、私たちもその姿勢を支持してきました。

ところが、島根原発2号機の国の審査が最終盤を迎える中、中国電力は、8月11日に鳥根県の周辺自治体3市に対して「事前了解は立地自治体固有の規定で、周辺自治体に拡大することは本来あるべき姿とは異なる」と回答し、周辺自治体の「事前了解」の権限を認めないとの判断を示した上に、鳥取県の周辺自治体に対しては、回答さえしませんでした。この対応の違いに対して、鳥取県側は強く批判し、すぐに8回目の申し入れを行いました。

周辺自治体の事前了解権を認めないばかりか、鳥根県と鳥取県で対応を変えることで両者の関係を分断するような中国電力の対応は、私たち米子市の住民にとって、二重に許しがたいものです。

島根原発2号機再稼働の是非について意見を述べる前に、米子市議会として中国電力に対して安全協定の改定実現を求めてください。

